

「雇用保険と年金との併給調整に必要な情報の提供とその取扱いに
関する協定に基づく了解事項」の一部を改正する了解事項



厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室（以下「労働市場センター」という。）
及び日本年金機構は、「雇用保険と年金との併給調整に必要な情報の提供とその取扱い
に関する協定に基づく了解事項」（平成 22 年 1 月 4 日締結）の一部を次のとおり改正
する。

- 1 本文中、「雇用テープ」を「雇用データ」に改める。
- 2 第 1 項（1）中、「磁気テープ」を「DVD-RW」に改める。
- 3 第 2 項中、「雇用テープ基準書」を「ハローワークシステム外部インターフェース
仕様書（～社会保険オンラインシステム間～）」に改める。
- 4 別紙 1 を別添 1 のとおり改める。
- 5 別紙 2 を別添 2 のとおり改める。

上記のとおり了解し、この証書の正本を 2 通作成し各 1 通をそれぞれにおいて保管する。

平成 26 年 1 月 6 日

厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室長

星 直 幸 

日本年金機構 業務管理部長



平成 年 月 日

雇用データ送付書

日本年金機構業務管理部 御中

職業安定局労働市場センター業務室

種別	枚数	件数	固有番号
合計			

雇用保険運用係 担当者

雇用データ移送日	年 月 日	受領印	
----------	-------	-----	--

平成 年 月 日

雇用データ受領書

職業安定局労働市場センター業務室 御中

日本年金機構業務管理部 印

種別	枚数	件数	固有番号
合 計			

【新旧】

○「雇用保険と年金との併給調整に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定に基づく了解事項」(平成22年1月4日締結)の一部改正

		現 行
		1 情報の提供方法 (1) 協定による情報の提供は、 <u>磁気テープ</u> (以下「 <u>雇用テープ</u> 」)と いう。)を交付することにより行う。 (2) 日本年金機構は、併給調整に関する事務を行う上で雇用保険に 関する疑義が生じた場合は、別添様式1により労働市場センター に照会することができる。 (3) 労働市場センターは、雇用保険関係法令について、雇用保険と 年金との併給調整に関する改正が行われる場合には、予め十分 時間的余裕をもって別添様式2により、その改正内容(賃金日額 の上下限の改定及び高年齢雇用継続給付の支給限度額の改定が行 われる場合の当該改定後の額を含む。)について日本年金機構に情 報提供を行う。
		2 <u>雇用テープ</u> の作成 雇用テープは、労働市場センターが「 <u>雇用テープ基準書</u> 」(別添)の仕様
		1 情報の提供方法 (1) 協定による情報の提供は、 <u>DVD-RW</u> (以下「 <u>雇用データ</u> 」)と いう。)を交付することにより行う。 (2) 日本年金機構は、併給調整に関する事務を行う上で雇用保険に 関する疑義が生じた場合は、別添様式1により労働市場センター に照会することができる。 (3) 労働市場センターは、雇用保険関係法令について、雇用保険と 年金との併給調整に関する改正が行われる場合には、予め十分 時間的余裕をもって別添様式2により、その改正内容(賃金日額 の上下限の改定及び高年齢雇用継続給付の支給限度額の改定が行 われる場合の当該改定後の額を含む。)について日本年金機構に情 報提供を行う。
		2 <u>雇用データ</u> の作成 雇用データは、労働市場センターが「 <u>ハローワークシステム外部インタ</u>

<p>一フェース仕様書（～社会保険オンラインシステム間～）」（別添）の仕様にに基づき作成する。</p> <p>3 雇用データの授受 雇用データの授受を行う場所は、 とする。</p> <p>4 雇用データの交付 雇用データは、労働市場センターが、雇用データ送付書（別紙1）を添えて指定日に日本年金機構に交付する。この場合、日本年金機構は、雇用データ受領書（別紙2）を労働市場センターに交付する。</p> <p>なお、指定日については、労働市場センターと日本年金機構が毎年度末までに協議し、決定する。</p> <p>5 雇用データの再交付 (1) 日本年金機構は、受領した雇用データにより処理を行うことができないときは、その旨を労働市場センターに通知したうえ、当該雇用データを労働市場センターに返還する。</p> <p>(2) 労働市場センターは、(1)の返還時に新たな雇用データを交</p> <p>付する。</p> <p>6 雇用データの返還</p>	<p>に基づき作成する。</p> <p>3 雇用データの授受 雇用データの授受を行う場所は、 とする。</p> <p>4 雇用データの交付 雇用データは、労働市場センターが、雇用データ送付書（別紙1）を添えて指定日に日本年金機構に交付する。この場合、日本年金機構は、雇用データ受領書（別紙2）を労働市場センターに交付する。</p> <p>なお、指定日については、労働市場センターと日本年金機構が毎年度末までに協議し、決定する。</p> <p>5 雇用データの再交付 (1) 日本年金機構は、受領した雇用データにより処理を行うことができないときは、その旨を労働市場センターに通知したうえ、当該雇用データを労働市場センターに返還する。</p> <p>(2) 労働市場センターは、(1)の返還時に新たな雇用データを交</p> <p>付する。</p> <p>6 雇用データの返還</p>
---	--

<p>日本年金機構は、<u>雇用データ受領時に、受領していた雇用データを労働市場センターに返還する。</u>この場合、日本年金機構は受領していた<u>雇用データ</u>の送付書を労働市場センターに提示し、労働市場センターは当該送付書に受領印を押印した後、返付する。</p> <p>7 その他</p> <p>この了解事項に定めのない取扱いについては、労働市場センターと日本年金機構がその都度協議し、決定する。</p> <p>8 了解事項の実施</p> <p>この了解事項は、平成26年1月6日から実施する。</p>	<p>日本年金機構は、<u>雇用データ受領時に、受領していた雇用データを労働市場センターに返還する。</u>この場合、日本年金機構は受領していた<u>雇用データ</u>の送付書を労働市場センターに提示し、労働市場センターは当該送付書に受領印を押印した後、返付する。</p> <p>7 その他</p> <p>この了解事項に定めのない取扱いについては、労働市場センターと日本年金機構がその都度協議し、決定する。</p> <p>8 了解事項の実施</p> <p>この了解事項は、平成22年1月4日から実施する。</p>
--	--

別紙1
平成 年 月 日

雇用データ送付書

日本年金機構業務管理部 御中

職業安定局労働市場センター業務室

種別	枚数	件数	固有番号
合計			

雇用保険運用係 担当者

雇用データ移送日	年 月 日	受領印
----------	-------	-----

別紙1
平成 年 月 日

雇用テープ送付書

日本年金機構業務管理部 御中

職業安定局労働市場センター業務室

磁気テープ種別	本数	件数	磁気テープ固有番号
			1
			2
			3
			1
			2
			3
合計			

トータルシステム管理係 担当者

磁気テープ返送日	年 月 日	受領印
----------	-------	-----

別紙2
平成 年 月 日

雇用データ受領書

職業安定局労働市場センター業務室 御中

日本年金機構業務管理部 印

種別	枚数	件数	固有番号
合計			

別紙2
平成 年 月 日

雇用テープ受領書

職業安定局労働市場センター業務室 御中

日本年金機構業務管理部 印

磁気テープ種別	本数	件数	磁気テープ固有番号
			1
			2
			3
			1
			2
			3
合計			